

訪問介護ご利用手引き



1. 介護の適正なご利用のために

訪問介護は、40歳以上の国民が支払っている介護保険料をもとに運営している介護保険制度に準ずる福祉サービスということをご理解ください。

訪問介護員は、ケアマネジャーが作成した居宅サービス計画書に基づきサービスを提供するようお願いいたします。依頼された内容以外のサービス提供は、必要ありません。追加でサービスが必要となる場合は、再度計画書の見直しが必要となりますので、ケアマネジャーにご相談ください。

訪問介護員は、介護福祉士等の必要な資格を保有し、ご利用者様のご自宅での自立した生活を支えるべく、自立支援という専門性をもってサービスを行います。

生活援助とは、仮にご利用者様が介護などを要する状態が解消されたとしたならば、ご利用者様が自身で行うことが基本となる行為が生活援助サービスの範囲となります。

訪問介護員は、調理や掃除などの生活援助、入浴やトイレ介助などの身体介護により、ご利用者様の心身の状況、生活環境、ご不安に思われていることを把握し、適切にケアマネジャー等の関係機関へ報告することで情報の共有を行います。

訪問介護のサービス提供にあたっては、介護保険制度により定められているルールがあることをご理解ください。

2. 訪問介護員が出来ないこと（事例）

❖ 医療行為にあたる行為は出来ません。

訪問介護員は

医療行為や療養上の世話・診療上の補助
は出来ません。

例) 注射、褥瘡（床ずれ）の処置
摘便、巻爪など変形した爪の爪切り
医師の処方によらない医薬品使用の介助

※ ご家族がされている医療行為でも訪問介護員
は出来ません。



医療行為にあたら**ない**行為

体温測定、血圧測定（厚生労働省通知により使用が許可されている道具）

軽微な傷の手当（軽い切り傷、すり傷の処置）

爪切り（巻爪・糖尿病等の変形爪は不可）、

耳垢除去

※専門職にご相談ください。



※ ただし、医療行為にはあたら**ない**が、
軟膏塗布（褥瘡の処置を含む）、**湿布貼付**、
点眼（目薬）、**座薬**、**鼻腔粘膜への薬剤噴霧**は、
医師、薬剤師、看護師の指導・助言が必要と
なります。



※各事業所により基準が異なることもありますので、ご確認をお願いします。

一定の条件の下で出来る医療行為。

医師の指示等一定の条件の下で、訪問介護員（ヘルパー）
も「たんの吸引」等が実施出来ます。

一定の条件とは

所定の研修受講、従業者の認定

実施事業所としての登録が必要となります。



❁ 直接本人の援助に該当しない行為は出来ません。

介護保険制度上、
原則として介護保険を申請され、
事業所と契約されたご利用者様にのみ
サービスは行うことができます。



※ご利用者様以外のご家族へのサービス
は制度上、不適切とされ出来ません。
ご理解をお願いいたします。



例) ご利用者様の居室の掃除 等

出来ます。



ご利用者様以外のご家族の居室の掃除 等

出来ません。



ご利用者様分の買い物・料理 等

出来ます。



ご利用者様以外のご家族の分の買い物・料理 等

出来ません。



ご利用者様とご家族の共有スペースの掃除、または共有する買い物、料理 等

条件次第では出来ます。



条件とは

ご家族等が障がい、疾病のため家事を行うことが困難な場合で、
ケアマネジャー等が開く担当者会議等で検討され、必要と判断
された場合、もしくは有料サービスご利用者様の場合。

❁大掃除・模様替え・窓のガラス磨き 他

「日常生活の援助」に該当せず、日常的に行われる家事の範囲を超える行為に当たりますので出来ません。

※「日常生活の援助」とは…
ご利用者様の日々の生活において必要な援助を指します。
大掃除・模様替え・ガラス拭き等は、
「日常生活の援助」には該当しません。
ご理解をお願いいたします。

その他

「日常生活の援助」に入らない行為



大掃除



模様替え



窓拭き



ペットの世話



車の洗浄



花木の水やり



草取り



正月・節句等
特別な調理



踏み台を使う
蛍光灯交換等



植木の剪定
等の園芸



来客対応

その他、プロの業者がするようなコンロの油汚れをキレイに取り除く、冷蔵庫の中身を出してスミズミまでキレイに拭く、床にワックスをかけたり、網戸の掃除、排水溝の掃除、特殊な洗剤で磨くなどの専門的な掃除も介護保険制度上出来ません。

※訪問介護員は清掃のプロではありませんので、本格的な清掃をご希望

される場合は、清掃業者のご活用をオススメします。

❁訪問介護員は預金通帳・カード類はお預かり出来ません。

訪問介護員は、ご利用者様から預金通帳やカードをお預かりして、預貯金の引き出しや入金をすることは出来ません。

ただし、ご利用者様と一緒に銀行等に行って上記を行うことは可能です。



❁訪問介護員の車にはご利用者様を乗せることは出来ません。

訪問介護員の車にご利用者様を乗せて買い物や目的地にお送りすることは認められていません。訪問介護員と一緒に買い物等に行く場合は公共交通機関（バス、タクシー）をご利用ください。

※病院の付き添いなどで介護タクシーをご利用になる場合は現地集合になります。
詳しくは、P. 9をご参照ください。



❁訪問介護員が訪問に行かせていただく場合の駐車場について

訪問介護員（ヘルパー）は、主に車を使い、訪問や買い物に行かせていただきます。必ず駐車場が必要になりますので、駐車場の準備は、ご利用者様にてお願いします。

駐車許可証については、

檀原警察署 交通課 企画規制係 (0744-23-0110)

へお問い合わせください。



❖ 買い物支援ではお酒、煙草、市販薬は購入出来ません。

訪問介護員の支援の一つが生活援助の中の買い物支援ですが、日常生活上において必要最低限の買い物になります。よって、お酒、煙草等は嗜好品とみなし、訪問介護員が購入することは出来ません。

市販薬は明確な規定はありませんが、病院の処方薬と市販薬の飲み合わせにより重篤な状況を招く可能性もあることから一般的には不適切とされています。そのため、市販薬の購入は出来ませんので、ご理解をお願いいたします。



❖ 買い物支援の際に、訪問介護員が料金を立替えることは出来ません。

訪問介護員は必ず、ご利用者様宅を訪問し、買い物の有無を尋ね、代金をお預かりしてから買い物代行に向かいます。

訪問前に買い物に行き、訪問介護員が代金を立替え、購入してからご自宅に訪問することは出来ません。
ご理解をお願いいたします。



❁消費期限切れの食材・調味料を使つての調理は出来ません。

消費期限切れの食材・調味料等を使った調理を、「そのくらいなら大丈夫!」とご希望される場合がございます。衛生管理・責任問題上、消費期限切れの食材・調味料を使った料理はお断りさせていただきます。



❁訪問介護員はプロの調理師ではありません。

訪問介護員がご利用者様宅で行う調理支援は、一般家庭における「日々の家庭料理レベル」の支援になります。手間のかかる料理や多国籍料理等は「日々の家庭料理」には該当せず、また正月料理（おせち等）等の行事食も該当いたしません。また、栄養士のようにカロリー計算や綿密な栄養管理が必要な食事作りは出来ません。

※ただし、管理栄養士等による訪問管理栄養指導により在宅における訪問介護員への栄養指導がある場合は可能です。



※よくある事例

料理におけるご利用者様の常識と個々の訪問介護員の常識が違う場合があります。

例) 調味料や調理手順など

ご自身の好みや調理法は訪問介護員にしっかりお伝えください。



※最近では配達サービスが流行しております。訪問介護員が出来ない料理や正月料理に加え、より専門的な栄養を考えた食事を求められるならば、各種デリバリーサービスや宅配弁当のご利用をオススメします。



❖訪問介護員の調理にはご利用者様宅の調理道具を使用させていただきます。

調理に使う調理道具はご利用者様のご自宅にある物を使用させていただきます。

ご自身で調理道具を揃えることが難しい場合は訪問介護員が買い物代行して準備することも可能です。

※訪問介護員の時間は限られています。円滑なサービスを行うため、スライサーや電子レンジ等の調理器具を使って時間の短縮をすることがあります。

ご理解をお願いいたします。



❖訪問介護員が食材・調味料を持参することはできません。

調理に使う食材・調味料を訪問介護員が持ってくることはありません。ご利用者様宅にあるもので調理いたします。

調理支援のみを必要とされている方は食材等の準備をお願いします。自ら赴いての買い物が困難な方は、スーパーマーケット等の配達サービスをご利用になり、食材等の準備をお願いします。

上記2つが困難な方は、訪問介護員の行う買い物サービスと複合でご利用の上、調理支援をさせていただきますが、限られたお時間の上ということをご理解ください。



❖訪問介護員が時間内に作ることが出来る料理数でお願いします。

訪問介護員の滞在時間には限りがあります。そのため料理の品数も、メニューによっては1品程度になる可能性も十分あります。時間内には後片付けや記録も含まれますことをご理解ください。ご利用者様には、訪問介護員が決められた時間内にサービスが終了できるメニューを考慮していただきますようご理解とご協力をお願いいたします。





発行・制作 檀原市役所 長寿介護課

令和 6年10月15日

※ 複写・転売等は禁じます